

※ 登録番号	第1021号（令和6年1月30日）	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人	
3.商号又は名称 (ふりがな)	(らいとほうすゆうげんかいしゃ) らいとほうす有限会社	
4.氏名 (ふりがな) (法人である場合は代表者氏名)	(ふくだせいえつ) 福田誠悦	
5.資本金額	1000万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
(ふくだせいえつ) 福田誠悦	代表取締役	常勤
(ふくだとしえ) 福田俊江	取締役	非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
(ふくだせいえつ) 福田誠悦 営業所の業務を統括するもの助言 及び判断業務の統括者	代表取締役	助言業務、投資判断、売買、 賃貸、賃貸建物管理
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
らいとほうす有限公司 不動産投資顧問部	平成12年4月6日	980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目 6番20号 一番町ライトハウスビルディング 電話022-716-5550 FAX022-716-5552
計 1 店		

9.業務の方法

<p>1. 不動産の種類</p> <p>①投資用共同住宅 賃貸アパート、賃貸マンション</p> <p>②投資用施設 オフィスビル、商業施設および駐車場</p> <p>不動産の規模 顧客ごとに決定するものとし、その規模は予め定めない</p> <p>不動産の地域 主に宮城県仙台市および東京都区内と神奈川県を中心とする</p> <p>2. 助言の方法</p> <p>①単発的投資相談に係る目的資産に関する市場の推移、動向、予想に関する助言</p> <p>②投資助言契約に基づき投資用資産の取得・売却、運用、管理、資金調達、賃貸借契約に係る助言等を行う</p> <p>上記の助言の方法は書面もしくは、当事務所内で直接面談の方法で助言を行うものとする</p> <p>3. 報酬体系</p> <p>1 助言①に係る助言報酬 日額2万円（交通費は別途とする）</p> <p>2 助言②に係る助言報酬</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">取得または売却の助言報酬</td> <td>契約資産額の2%+消費税</td> </tr> <tr> <td>不動産資産の運用または管理の助言報酬</td> <td>月額賃料の10%+消費税</td> </tr> <tr> <td>資金調達の助言報酬</td> <td>調達資金額の0.5%+消費税</td> </tr> <tr> <td>賃貸借契約の助言報酬</td> <td>月額賃料+消費税</td> </tr> </table> <p>4. 報酬の受領時期 個別の協議とし、定めなき場合は助言業務完了時とする</p>	取得または売却の助言報酬	契約資産額の2%+消費税	不動産資産の運用または管理の助言報酬	月額賃料の10%+消費税	資金調達の助言報酬	調達資金額の0.5%+消費税	賃貸借契約の助言報酬	月額賃料+消費税
取得または売却の助言報酬	契約資産額の2%+消費税							
不動産資産の運用または管理の助言報酬	月額賃料の10%+消費税							
資金調達の助言報酬	調達資金額の0.5%+消費税							
賃貸借契約の助言報酬	月額賃料+消費税							

1 0.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	宮城県知事 (5) 第4792号	令和2年4月6日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1 不動産コンサルタント業務
2 不動産の賃貸、売買、仲介及び管理
3 損害保険代理業
4 日用品雑貨の販売
5 飲食店の経営
6 古物売買業
7 生命保険の募集に関する業務
8 建築工事に関する企画、設計、市場開発等のコンサルタント

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額		住所
		割合	
(ふくだせいえつ) 福田誠悦	200株	100%	宮城県仙台市

1 3.役員の内職の状況

(ふりがな) 役員の内名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
(ふくだせいえつ) 福田誠悦	無し
(ふくだとしえ) 福田俊江	無し